



NanoTerasu シェアリング 2000

利用手引き

令和 7 年 10 月版

仙台市経済局産業集積推進課

【お問合せ・書類提出先】

仙台市経済局 イノベーション推進部 産業集積推進課

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目 6-1 仙台パークビル 9 階

TEL:022-214-3154(直通)

E-mail:kei008070@city.sendai.jp

目次

1 NanoTerasu シェアリング 2000 の概要.....	3
1-1 本事業の目的・概要.....	3
1-2 利用対象者.....	3
1-3 利用区分と上限時間	4
1-4 利用区分早見表.....	5
1-5 利用料	6
2 申請手続き	7
2-1 利用の流れ.....	7
2-2 事前相談.....	7
2-3 利用申請	7
2-4 利用承認	8
2-5 測定準備	8
2-6 測定の予約	8
2-7 測定実施	8
2-8 分析・解析	8
2-9 利用報告	8
2-10 各手続きで使用する様式と提出時期	9
3 注意事項	10

1 NanoTerasu シェアリング 2000 の概要

1-1 本事業の目的・概要

本事業は、本市が有する3GeV高輝度放射光施設NanoTerasu(以下「ナノテラス」といいます。)の年間2,000時間の利用時間を地域の企業や本市への進出企業、公設試験研究機関等が活用することにより、ナノテラスの産業利用の促進と産業の振興を図り、また高等学校等での教育における学びの場の提供を行うものです。

1-2 利用対象者

以下の(1)及び(2)をいずれも満たす方が対象となります。

(1) 次のア～ウのいずれかに該当する者

ア 国内に事業の用に供する施設を置く法人(法人格を有しない社団等であって、代表者の定めがあり、かつ、ナノテラスの産業利用を目的とするものを含み、大学、国立試験研究機関及び独立行政法人を除く。)

イ 国内の公設試験研究機関

ウ 国内の高等学校等

エ その他市長が適当と認めるもの

(例)

大学	×
高等専門学校	本科は○(専攻科は×)
国立試験研究機関	×
独立行政法人	×
地方独立行政法人	試験研究機関は○
NPO 法人	○
一般社団(または財団)法人	○
公益社団(または財団)法人	○
協同組合	○

(2) 次のア～エのいずれにも該当しない者

ア 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る)を行っていない、又は本市の市税※を滞納している者

※ここでいう市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第 22 条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とします。

イ 暴力団又は暴力団員等と関係を有している者

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中である者

エ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中である者

1-3 利用区分と上限時間

利用区分		対象者	上限時間
①	一般利用	宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県内に本社、工場または研究開発拠点がある法人	年度内 48 時間
		国内の上記以外の地域に本社、工場または研究開発拠点がある法人	年度内 24 時間
③	進出等利用	コアリション*に加入する者で、平成31年3月1日以降に市内に土地/建物の取得/賃借により本社、工場または研究開発拠点を新設/増設し、事業を継続している法人	合計 80 時間
		コアリション*に加入していない者で、平成31年3月1日以降に市内に土地/建物の取得/賃借により本社、工場または研究開発拠点を新設/増設し、事業を継続している法人	合計 40 時間
⑤	公設試	国内の公設試験研究機関	市と協議の上決定
⑥	高等学校等	高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(本科)	市と協議の上決定
-	その他	市長が適当と認める者	市長が決定

*(一財)光科学イノベーションセンターとの覚書締結により加入する「産」と「学」による有志連合。そのメンバーは加入口数により定められる上限時間までナノテラスを利用することができます。

【注意事項】

- (1) 利用区分「①、②一般利用」、「⑤公設試」、「⑥高等学校等」の報告書は本市ホームページ上に公開し、「③、④進出等利用」の報告書は公開しません。ただし、情報公開請求を受けた際は、「③、④進出等利用」も含めすべて公開対象となります。
- (2) 事業拠点の所在地については、本市への申請日時点で存在することとします。
- (3) 要件を満たせば、いずれの利用区分でも重複して申請できるものとし、測定日の属する年度(4月～翌3月)ごと、利用区分ごとに利用時間を算定します。
- (4) 「①、②一般利用」、「⑤公設試」、「⑥高等学校等」は、当該年度の利用時間の上限に達するまで、「③、④進出等利用」は初回利用分からの累計利用時間が上限に達するまで、何度も申請可能です。
- (5) 同一年度内にあらかじめ複数回利用することが決まっており、申請時に利用予定月・利用希望時間をまとめて記載いただいた場合は、一度の申請で複数回分まとめて利用を承認できます。ただし、利用承認時間を超えてナノテラスを利用したい場合は、改めて利用申請が必要です。

(6) 年度をまたいで複数回利用する場合は、年度(4月～翌3月)ごとにそれぞれ申請が必要となります。

- ◆ 令和X年5月(X年度)と令和X年6月(X年度)にナノテラスを利用する場合
→申請時に利用予定月をすべて記載した場合は、1度の申請で複数回利用可能
- ◆ 令和X+1年3月(X年度)と令和X+1年4月(X+1年度)にナノテラスを利用する場合
→X年度に3月利用分、X+1年度に4月利用分とそれぞれ申請が必要

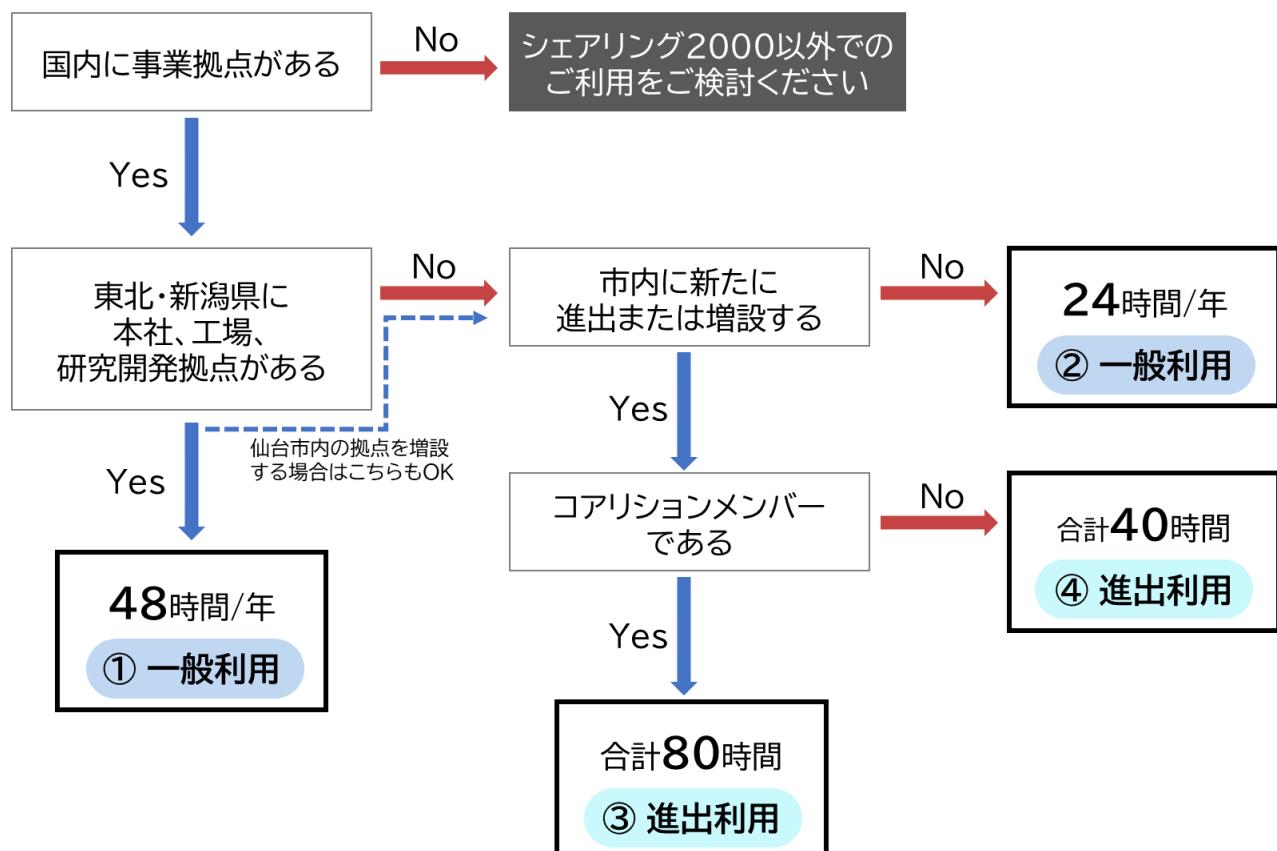
(7) 「③、④進出等利用」は、申請日時点で当該拠点での事業が継続している法人が対象となります。

(8) 「③進出等利用」は、自社のコアリシヨン枠を全て使用した後、本市へ申請できるものとします。

(9) 「③、④進出等利用」について、当初コアリシヨン未加入(上限40時間)として申請したのちにコアリシヨンに加入した場合は、初回利用分からの利用時間の累計が80時間となるまで利用できますので、お申し出ください。

1-4 利用区分早見表

1-3の利用区分①～④を利用する場合のチャート表を以下に示します。利用区分をご確認ください。



1-5 利用料

ナノテラスの1時間あたりの利用料は以下のとおりです。

ビームライン利用料金 38,500円 + 消耗品費 1,400円 = **39,900円(税込)**

※実験内容によっては、別途追加料金が必要となる場合があります。

なお、ナノテラスの測定は、一部の特別な測定を除き、原則8時間(=1シフト)単位で実施することとなっていますので、1回1シフトの測定あたり、約32万円の利用料がかかります。

(費用例:ナノテラスを8時間利用した場合)

経費区分	金額
ビームライン利用料	38,500円(税込)×8時間
消耗品費	1,400円(税込)×8時間
測定部品費	(必要な場合)治具、アタッチメント等
実験者の交通・宿泊費	自社↔ナノテラスの交通費
データ解析費※	大学や公設試との共同研究費または分析会社への委託費
合計	1,374,200円

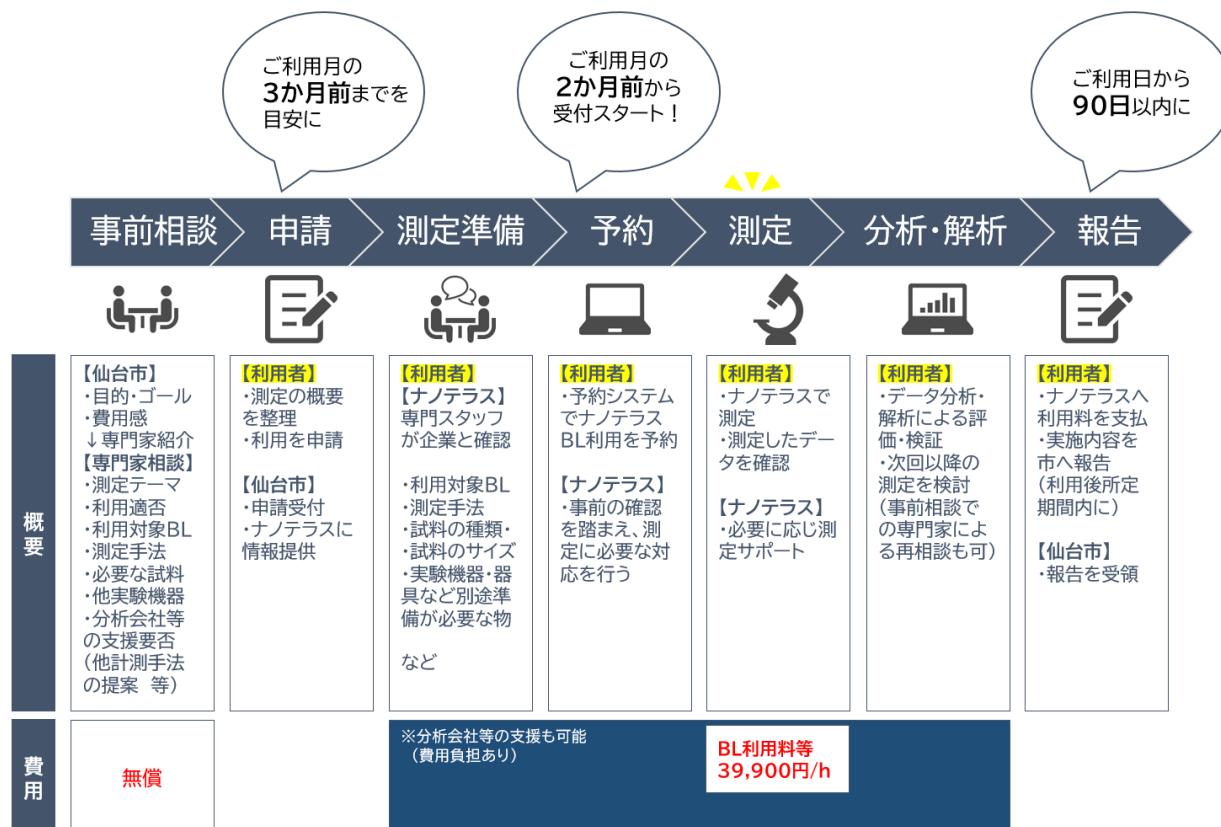
※ナノテラスでの測定やデータ解析にあたり、分析会社等から支援を受ける場合は費用負担が発生しますが、本市がその費用を補助する「[仙台市NanoTerasu測定支援補助金](#)」があります。

また、各自治体において研究開発に対する補助制度を実施していることがありますので、関係自治体のホームページ等をご確認ください。

2 申請手続き

2-1 利用の流れ

事前相談から測定、報告までの流れは以下の通りです。



※「BL」…「ビームライン」のこと

2-2 事前相談

- 本事業の利用を希望される方は、事前相談が原則必須です。既に放射光施設を利用したことがあり、測定に慣れている場合は必須ではありませんが、ナノテラスでの測定に関する注意点や細かい手続き等についてご案内できることもありますので、ご検討ください。
- 放射光等専門家を交えた事前相談の場を設定し、市よりご連絡します。(無償)
- 放射光での測定が適切であるか否かなど、技術的な疑問点等を放射光専門家に相談し、測定実施についてご検討ください。
- 本事前相談に代えて、日頃からお付き合いのある大学や公設試験研究機関、分析会社への相談でも差し支えありません。
- 測定後の「分析・解析」のご経験が少ない場合は、大学や公設試験研究機関、分析会社等による支援のご利用をお勧めします。支援機関をご紹介することも可能ですので、ご相談ください。ただし、共同研究費や分析会社への委託費は利用者のご負担になります。**【※1-5 参照】**

2-3 利用申請

【使用様式等は 2-10 参照】

- ナノテラスのBL予約受付が2か月前から開始されること、また、測定準備に1か月程度かかる事を考慮し、利用月の90日前(3か月前の1日)を目安に市に申請書をご提出ください。

- (例) 6月に利用する場合は、3月1日頃に申請
- 提出書類はPDFデータで、メールにてご提出ください。(あて先:kei008070@city.sendai.jp)
メールでのご提出が難しい場合は、郵送または持参にてご提出ください。
 - 利用区分によって様式が異なりますので、ご自身の利用区分をご確認のうえご準備ください。

2-4 利用承認

- 利用対象者の条件を満たすことを確認し、市から利用承認通知を発出します。

2-5 測定準備

- 利用承認を受けた方に、ナノテラス側の相談先として、NanoTerasuシェアリング2000を担当する(一財)光科学イノベーションセンターの担当コンシェルジュを紹介します。
- これまでの事前相談内容の概要は、市より担当コンシェルジュに引き継ぎますので、以後は担当コンシェルジュに直接ご連絡いただき、測定の詳細な内容(利用するビームライン、測定手法、試料の種類、試料のサイズ、実験機器・器具など別途準備が必要な物など)を確認・ご検討ください。
- 利用するビームラインによって、**電離放射線健康診断の受診※**や**放射線教育訓練の受講**が必要な場合があります。(一財)光科学イノベーションセンターが発行する「コアリション利用ガイド」等を参照し、必要な手続きを行ってください。

※医療機関によっては、電離放射線健康診断の受診・結果受領に2か月以上要する場合がありますので、ビームラインが確定し次第お早めにお手続きください。

2-6 測定の予約

- 実験に向けて具体的な検討が進んだら、(一財)光科学イノベーションセンターのビームタイム予約システムでビームラインの予約をしてください。予約にあたっては、市からお渡しする「コアリション利用ガイド」をご参考ください。
- 予約は利用月の2か月前(前々月1日)から可能です。(例:6月が利用月の場合、4月1日から予約受付開始)
- 予約に関するご不明点は、担当コンシェルジュにお問い合わせください。

2-7 測定実施

- 測定当日は、(一財)光科学イノベーションセンターのビームライン担当者が機器の操作等をサポートします。ビームライン担当者の指示に従って、測定を行ってください。

2-8 分析・解析

- 測定で得たデータは自社にお持ち帰りください。以後の分析・解析については、自社で実施するか、測定時から支援を受けている機関(分析会社など)に相談ください。

2-9 利用報告

【使用様式等は 2-10 参照】

- 指定の様式により、利用報告書をデータで市に提出してください。利用区分によって様式が異なりますので、ご自身の利用区分をご確認の上、ご準備ください。
- 報告書提出期限は、施設利用日から起算して**90日以内**です。

- ・施設利用日が同月中に複数日ある場合は、施設利用最終日から起算して90日以内です。
- ・施設利用日が複数月に渡って複数日ある場合は、測定のテーマがすべて同じ場合に限り、最終測定分の利用報告1回で報告完了となります。測定テーマが異なる場合は、それぞれのテーマに応じて利用報告の提出が必要となります。
- ・特許の取得や商品開発などの理由により、報告書の提出を延期したい場合は、報告延期申請書を提出してください。報告延期申請書の提出期限は施設利用日から起算して80日以内です。
- ・延期が認められるのは報告書提出期限日から起算して最長2年です。

2-10 各手続きで使用する様式と提出時期

手続き	提出時期	提出書類	利用区分	備考
利用申請	利用したい月の 90日前頃	① 利用承認申請書	一般利用	様式第1号
			進出等利用	様式第2号
			公設試・ 高等学校等	様式第3号
		② 測定計画書	一般利用	別紙様式1-1
			進出等利用	別紙様式2-1
			公設試・ 高等学校等	別紙様式3-1
		③ 履歴事項全部証明書 または定款	一般利用 進出等利用	申請日の3か月以内に 取得したもの ※同年度内にすでに提出 した場合は不要
		④ 直近3か年分の決算書	一般利用 進出等利用	※同年度内にすでに提出 した場合は不要
		⑤ 市内拠点の取得・賃借 の契約に係る書類	進出等利用	※同年度内にすでに提出 した場合は不要
利用報告	施設利用日から 90日以内	利用報告書	一般利用 公設試・ 高等学校等	様式第6号 別紙様式6-1
			進出等利用	様式第7号
報告の延期を 希望する場合	施設利用日から 80日以内	利用報告延期申請書		様式第8号

*様式は、[仙台市ホームページ上](#)に掲載しています。

3 注意事項

(1) 利用申請

- 提出された書類は返却しません。書類提出に係る経費は、申請者の負担となります。
- 既にシェアリング2000を申請して実験者責任者IDを交付された場合であっても、申請・承認時間を超えてナノテラスを利用する際は、あらためて本市へ利用申請を行ってください。

(2) 利用にかかる義務等

- ビームタイム予約システムで入力した請求情報に基づき、(一財)光科学イノベーションセンターより利用料の請求書が届きますので、支払期日までに必ずお支払いください。
- 利用者の瑕疵により生じた損害は、利用者が賠償しなければなりません。

(3) 予約の取り消し

- 予約を取り消し、市への申請を取り下げる際には、可及的速やかに市へお知らせください。
- (一財)光科学イノベーションセンターが定めるキャンセルポリシーにより、キャンセル料が発生した場合は利用者にお支払いただきますのでご注意ください。

(4) その他

- 提出された書類は、仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号)第2条第2号に定める公文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。